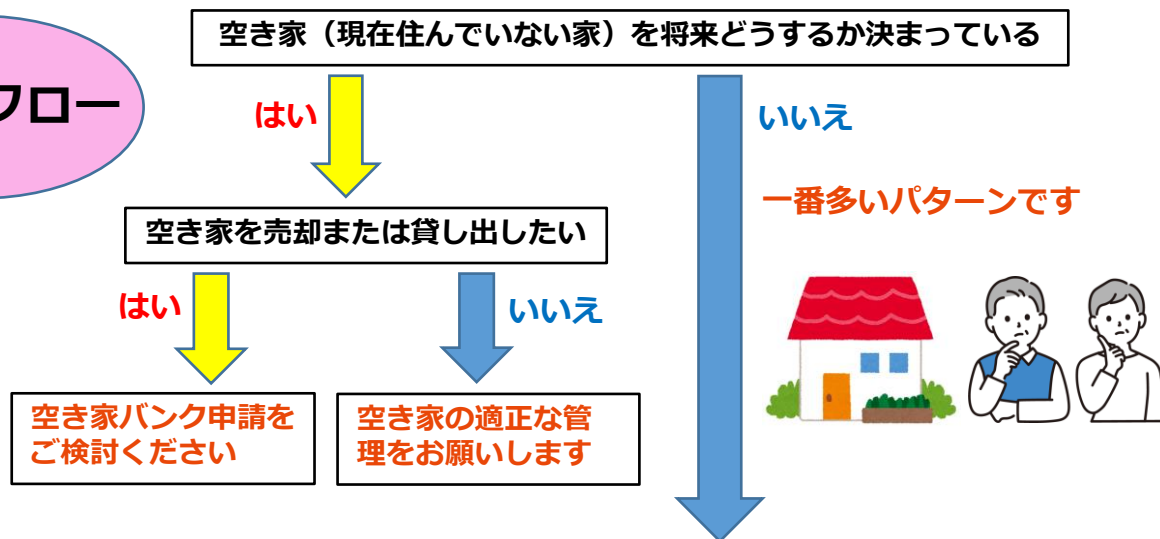


池田町空き家バンクガイド

空き家フロー



空き家を所有してるけど、固定資産税は安いし、とりあえずそのままにしておこう

先延ばしはダメ

建物は傷み、近隣にも迷惑がかかります。資産価値もどんどん下がります。管理不全の状態が続けば、固定資産税が高くなる場合も。

家の中に荷物がたくさん。片づけできてない状態では、売ることもできないかな…

できます！

空き家バンク物件は、現況引き渡しで買主が処分するケースも多くあります。

建物の程度が悪くて、売却なんてできないんじゃないかな…

できます！

かなり程度の悪い状態でも売却できた空き家バンク物件も多数あります。解体して新築する場合も。

相続登記とかどうしていいかわからない。これじゃあ、空き家バンクの登録もできないよね…

できます！

空き家バンクに登録後、不動産業者のアドバイスのもと、売却の手続きと同時並行で登記を行い売却できたケースも。

売却や賃貸の物件は数が少なく、多くの人が日々物件情報を探しています！

池田町空き家バンクについて

登録すると…

流通性等の観点から、お受けできない場合があります

- ・役場と連携している不動産業者が仲介を担当
- ・この地域に強い不動産ポータルサイト【ココスマ安曇野】に掲載
- ・役場もホームページ等において紹介
- ・売買契約や賃貸借契約成立後、改修・整備の補助金 ※ が利用可 ※詳しくは裏面をご覧ください



現在の
空き家バンク物件

空き家バンクの一般的な流れ



空き家バンク
登録について

事例紹介

空き家バンク登録によって、売却後、空き家が利活用された一例です



築150年。
老朽化が進んだ建物でしたが・・・



リフォーム後、
こんな素敵に！



1Fは不動産事務所、
2Fはギャラリーと
なりました



池田町空き家バンク活用事業補助金

空き家バンク登録物件の売買契約や賃貸借契約締結後、
改修や整備（残置物の撤去やハウスクリーニング）に要する費用を補助します



【改修費】

要 件：空き家バンク登録物件の売買・賃貸借契約後
対 象 者：売主（賃貸人）または買主（賃借人）
補助限度額：**50万円（補助率1／2）**

【整備費】

要 件：空き家バンク登録物件の売買・賃貸借契約後
対 象 者：売主（賃貸人）または買主（賃借人）
補助限度額：**30万円（補助率10／10）**

※この補助金は、事業実施前の申請が必要です
※『池田町定住補助金』との併用が可能です

2024年度現在

～おうちのこと、考えるきっかけにしませんか？～

迷っていたら、まずはお問合せを！

相談だけでもOK！

①役場窓口

総務課 移住定住係

②電話

0261-62-3131

③メール

iju@town.ikeda.nagano.jp

④WEBフォーム

